

令和5年第3回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 会 令和5年9月14日 午前10:00

○散 会 午後 1:58

○出席議員（18名）

1 番 菅 原 理恵子	2 番 鈴 木 壮 二	3 番 藤 原 仁 美
4 番 戸 田 俊 樹	5 番 佐 藤 義 久	6 番 澤 井 昭二郎
7 番 堀 井 克 見	8 番 藤 原 典 男	9 番 中 川 光 博
10 番 鈴 木 司	11 番 菅 原 秀 雄	12 番 石 井 和 人
13 番 西 村 武	14 番 鐙 仁 志	15 番 菅 原 龍太郎
16 番 伊 勢 潤	17 番 佐 藤 敏 雄	18 番 小 林 悟

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 鈴 木 雄 大	副 市 長 鎌 田 雅 人
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 千 葉 秀 樹
市民生活部長 菅 生 司	福祉保健部長兼福祉事務所長 櫻 庭 仁
産業振興部長 小 野 貴 宏	建 設 部 長 畠 山 修
教 育 部 長 佐々木 渉	総 務 課 長 古 仲 淳
財 政 課 長 伊 藤 強	企画政策課長 安 田 秀 樹
社会福祉課長 宇 瀬 隆 広	健康長寿課長 石 井 恵 子
商工観光振興課長 鈴 木 和 徳	教育総務課長 斉 藤 栄 子
文化スポーツ課長 石 井 幸 子	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 宮 崎 久 春	議会事務局次長 澁 谷 睦 子
----------------	-----------------

令和 5 年第 3 回潟上市議会定例会日程表（第 2 号）

令和 5 年 9 月 1 4 日（2 日目）午前 1 0 時 0 0 分開会

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前１０時００分 開会

○議長（小林 悟） おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くからご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

【日程第１、議員の一般質問】

○議長（小林 悟） 日程第１、一般質問を行います。

一般質問については、１回目の質問は一括質問・一括答弁方式で行いますが、再質問からは項目ごとに一問一答方式により行います。

なお、時間は答弁を含めて60分とし、質問の最初は質問席において、再質問からは自席において行います。

本日の発言の順序は、１番菅原理恵子議員、３番藤原仁美議員、10番鈴木 司議員の順序で行います。

１番菅原理恵子議員の発言を許します。１番菅原理恵子議員。

○１番（菅原理恵子） おはようございます。今定例会の質問に対し、当局には大変お世話になり、ありがとうございます。

以前質問したことも含め、大きく３点にわたり通告文に従い質問させていただきます。

大きな１点目、奨学金返還支援制度について。

公明党は、今までも“学びたい人”が、経済的理由により進学を諦めることのない社会を目指して奨学金制度の対象者の拡大や返済不要の給付型奨学金の実現に取り組んできました。

そういった取組を進めていく中で、日本学生支援機構の令和２年度学生生活調査によると、奨学金を受給している学生の割合は、大学で49.6パーセント、短期大学で56.9パーセント、大学院修士課程で49.5パーセント、大学院博士課程で52.2パーセントとなっており、大学生の２人に１人、年間128万人の学生が「奨学金」を利用するまでに制度が充実してきました。

しかしそんな中、卒業後、月々の返済の負担が重く、返済を悩み抱えてる人もいます。2019年度末の返還延滞者数は32万７千人で、延滞債権は約5,400億円に上ります。延滞の主な理由は、家計の収入減や支出増で、延滞が長引く背景には、本人の低所得や延滞

額の増加が指摘されています。

こうした利用者の負担者軽減に向け、返還を肩代わりする支援制度が2015年から実施されています。「一定期間定住し、就職する」等の条件を満たせば、対象者の奨学金の返済を自治体が支援する制度です。令和4年6月時点で全国615市町村が導入しています。自治体と地元企業が「基金」を作ることを条件に、国が自治体の負担額の2分の1を「特別交付税」で支援する枠組みでスタートしましたが、この制度の拡充を公明党青年政策2020の一つとして、当時の安倍首相に政策提言をしました。その結果、令和2年6月に制度が拡充されました。それにより、市町村については基金の設置が不要になり、国が支援する範囲も負担額の2分の1から上限はありますが全額までに拡充されました。これらは、若年層を中心とした地方から東京圏等への人口流出の対策として、若者の地方定着の取組が重要であることから、就職等により地域に定着する人材を確保するため、都道府県または市町村が大学等卒業後に自団体の区域内に就職・居住することを要件とし、奨学金返済支援の制度を創設した場合、その一部を特別交付税措置するものです。

①奨学金返還に苦しんでいる若者の負担を軽減することについてのお考えは。

②基金の設置を不要とし、一部を特別交付税措置する「奨学金返還支援制度」は、地方創生の観点から、若者の地方定着を促すもの。導入のお考えは。

③企業において、社員に肩代わり「奨学金を返還することができる仕組み」が令和3年4月から導入され、返還支援した分の金額は法人税上「損金算入」できるようになりました。最近の人材不足の深刻さもあり、実施する企業が増加してきました。このことについての市長のご所見をお伺いいたします。

大きな2点目、終活支援について。

おひとりさま、とも呼ばれる単身高齢者は、この20年で倍増して約670万人となり、40年には約900万人に達する見込みだそうです。頼れる家族がおらず、亡くなった後、遺体を引取る人がなければ、無縁遺骨となってしまいます。こうした課題と向き合い、本人の尊厳を守る終活支援に取り組む横須賀市では、引取り手のいない遺骨がこの30年間で5倍に増えています。その多くは、生前の身元がわかっている一般市民だそうです。「本人は葬儀費用を貯めていたのに、親族が見つからず直葬をせざるを得ないケースもあった」と地域福祉課の担当者が言います。

以前は、住民票や戸籍から親族の氏名と住所を調べ、電話番号案内で照会すれば連絡

ができましたが、携帯電話が普及し、固定電話が減ったことで親族への電話連絡が難しくなりました。

そこで横須賀市では2つの終活支援事業を始めました。一つは、15年7月に始めた「エンディングプラン・サポート事業」です。利用者は市と協力葬儀社と生前契約して費用を預け、亡くなった後は、市と協力葬儀社が連携して葬儀や納骨を行います。対象者は、民間事業を阻害しないよう、身寄りのない低所得者の単身高齢者に限定。費用は26万円（生活保護受給者は5万円）に抑えられています。昨年度までの登録者は124人。そのうち52人が亡くなり、生前に希望した形での葬儀が行われ、本人の意向が尊重されました。同事業がなければ葬儀がないまま市が火葬することになっていました。事業開始以来、1千万円以上の経費削減につながったそうです。

横須賀市が18年5月から行っているもう一つの事業が「終活情報登録伝達事業」で、緊急連絡先やエンディングノートの保管場所、墓の所在地など計11項目の情報を市に登録できるものです。万が一の際に、警察や医療機関などからの問合せに市が対応し、本人に代わって登録情報を伝えます。年齢や所得などの利用制限はなく、登録者は670人を超えています。

横須賀市の福祉課では「引取り手のない遺骨の問題が注目されますが、実は、それは生前の身寄り無し問題であり、死後の遺留金品や空き家をどうするかという問題と根本は同じ。それらに関する情報を生前登録できる公的サービスは多くの地域で必要になるはずだ」と強調しております。

豊島区では、都内23区では自治体初となる専用窓口「終活安心センター」を21年2月に開設しました。相談や遺骨、葬儀など、終活全般について相談ができます。区の委託で社会福祉協議会が運営。相談件数は累計で約2千件に及んでいます。社協の地域福祉課長は「センターが社協内にあることから、見守り訪問や成年後見制度の利用など、社協の既存のサービスに円滑につながるケースもある」と話しています。22年4月には「終活情報登録事業」を始め、今年8月時点で34人が登録しました。社協では来年度から、日常の見守りや入退院支援、葬儀、家財処分などパッケージで支援する新規事業も実施予定だそうです。

自治体の終活支援問題について実態調査を行った高崎経済大学の八木橋慶一教授は「自治体による終活支援は、限定的だ。引取り手のない遺骨が全国的に増えている中、行政の役割を明確にする時期に来ている」と指摘しています。

家族の形が変容する中、家族に代わって高齢者の人生の終盤を支えるサービスへの需要が高まっています。家族の有無にかかわらず、誰もが安心して生きていき、亡くなった後も尊厳が守られる仕組みが必要です。こういった観点から、本市における事業展開に向けた取組方等についてお伺いいたします。

①利用者は市と協力葬儀社と生前契約して費用を預け、亡くなった後は市と協力葬儀社が連携を行う。本人の意向が尊重される「エンディングプラン・サポート事業」について。

②緊急連絡先やエンディングノートの保管場所、墓の所在地など計11項目の情報を市に登録できる「終活情報登録伝達事業」について。

大きな3点目、教育環境等について。

気象庁は、最高気温が35度以上の猛暑日の日数は全国38地点で最多となり、過去151年で猛暑日が一度もなかった函館市で初めて記録されるなど、異例づくめの夏であることを報じました。

本市における教育現場でも、児童・生徒が熱中症にならないよう、ガイドラインに沿ってご指導いただいていると思います。校庭はもちろんのこと、体育館での体育の授業、集会等もできずに中止。楽しみにしているプールも水温が高くて入れない。児童・生徒は体を動かして運動もできずに静かに過ごすことを強いられ、我慢の毎日が続いております。

文科省は、公立学校施設空調（冷房）設備について、特に体育館については2023年度から補助率2分の1に引上げており、25年度までの措置としております。県内の大潟村・藤里町では体育館にクーラーが設置されております。是非ともこれを機に、本市でも体育館にクーラー設置を考えてみてはいかがでしょうか。

次に、市長の行政報告の中で通園バスによる無料送迎バスの見直しについて、「アンケート調査の結果を踏まえ廃止する。園利用者の公平性が保てるような支援策を検討する」との報告を頂きました。

以前、「天王小学校にスクールバスを運行して欲しい」との保護者の声を聞き、2018年3月定例会で質問をいたしました。その際保護者の要望、児童の利便性を含め、引き続き検討する旨の答弁でありましたが、何の進展もなく5年が経ちました。

今年は猛暑日が続き、自家用車で送迎しているご家庭が多かったように見受けられました。公平性を保つ行政サービスから、全学校にスクールバス運行をしなければならな

と思いますが、いかがでしょうか。園バスなので規格等、要件が合えば、廃止になる通園バスを通学用バスに利用することは可能でしょうか。

夕方の交通量が多い時間帯、ポリテクセンター付近で歩道がないところを児童が自転車を押して歩く姿を目にしました。住宅も増え、児童数も併せて多くなっていると思います。特に交通量の多い放課後の過ごし方については、危険性を感じ、歩道設置の必要性についていかがでしょうか。

以上、壇上から大きく3点に分けて質問いたしました。ご答弁のほど宜しく願いいたします。

○議長（小林 悟） 当局より答弁を求めます。小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） 1番菅原理恵子議員の一般質問の1つ目「奨学金返還支援制度について」お答えいたします。

ご質問の1点目の「奨学金返還に苦しんでいる若者の負担軽減について」と、2点目の「特別交付税措置される奨学金返還支援制度の導入について」は、関連がありますので、併せてお答えいたします。

国においては、若者が抱える奨学金の返還を支援することにより、地方企業への就職等による地域産業の担い手確保を推進しており、その主旨や有用性は認識しております。

また、県においては、平成29年4月から秋田県奨学金返還助成制度を創設し、最大、奨学金返還額の10分の10を助成しており、当該制度には、本市の企業を含む195社が登録しております。

現在、本市独自の支援策はありませんが、県の制度を周知・活用しながら、若者の負担軽減と地方定着に向けた取組の一環として、支援策の導入に向けた検討を進めてまいります。

次に、ご質問の3点目「企業における奨学金返還支援制度について」お答えいたします。

企業において、従業員が抱える奨学金の返還を支援することは、人材確保のために有効な手段であると認識しておりますが、その導入については、各社の経営判断であると考えております。

損金算入が可能であることなどの制度概要や他社の導入事例について、商工団体と連携しながら情報の提供に努めてまいります。

○議長（小林 悟） 櫻庭福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（櫻庭 仁） 1 番菅原理恵子議員の一般質問の 2 つ目
「終活支援について」お答えいたします。

はじめに、ご質問の 1 点目「「エンディングプラン・サポート事業」について」お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、全国的にひとり暮らし高齢者の数が増えております。本市においても同様の傾向にあり、地域包括支援センターが行っている介護相談の中で、ひとり暮らし高齢者の方で、入院・施設入所の際の身元引受人・保証人を頼める人がいないと訴える方が増加傾向にあります。

こうした訴えがあった場合、本市では、家族・親族の調査を行い、調査で判明した家族等に対し、現状を説明しながら今後の対応について必要な助言をし、身元引受けの依頼等をしております。

また、市が調査を行っても家族等が見つからない場合、身元保証人や死亡後の葬儀、納骨代行などを行う民間事業者を紹介し、本人が内容を確認した上で民間事業者と契約する場合があります。この場合、葬儀等は本人の意向が反映された内容となるほか、契約内容にもよりますが、比較的安価で契約されております。

現在のところ、民間事業者によるサービス提供が円滑に行われていることなどから、本市では、横須賀市などで行われている「エンディングプラン・サポート事業」を取り入れる考えはありません。

次に、ご質問の 2 点目「「終活情報登録伝達事業」について」お答えいたします。

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯については、要援護者台帳により、緊急連絡先やかかりつけ病院、親族の状況等の情報を把握しております。

また、成年後見制度を利用している方については、成年後見人等が緊急連絡先のほか、お墓の所在地、その他本人に関わる詳細について把握できているものと認識しておりますので、必要に応じて成年後見人等と連携を図っております。

横須賀市などで行われている「終活情報登録伝達事業」の導入につきましては、これまで検討してまいりましたが、本市の現状を踏まえると既存の事業で対応可能であることから、現在のところ当該事業を取り入れる考えはありません。

以上です。

○議長（小林 悟） 佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木 渉） 1 番菅原理恵子議員の一般質問の 3 つ目「教育環境等につい

て」お答えいたします。

はじめに、ご質問の１点目「小・中学校体育館へのエアコンの設置について」お答えいたします。

小・中学校における空調設備については、児童・生徒が１日の大半を過ごす全ての普通教室への設置を完了しておりますが、体育館には未設置であります。

議員のご指摘にありますとおり、文部科学省の体育館の空調整備事業については、令和５年度から７年度までの期間、国庫補助率が補助対象経費の３分の１から２分の１に引き上げられていることは承知しておりますが、体育館の空調設備は、教室の約５０倍から６０倍もの容積を冷却する能力が必要であり、屋根、壁、窓の断熱性能の大幅向上や電気容量の増設が伴うなど様々な課題があります。

そのため、暑さ対策として大型扇風機を使用するとともに、猛暑時は暑さ指数や熱中症警戒アラートを基に、体育館の利用を避け教室で行う授業に切り替えたり、時間割や時期を調整するなど、引き続き学習活動内容を工夫し対応してまいります。

次に、ご質問の２点目「全学校へのスクールバスの運行について」お答えいたします。

令和４年１２月に市教育委員会で策定した潟上市立小・中学校の規模及び配置等に関する基本の方針においては、「通学条件として、通学距離は小学校では４キロメートル以内、中学校では６キロメートル以内を目安とし、通学距離が目安を超える場合は公共交通機関等の利用等により、児童・生徒の安全確保及び負担軽減を図る。公共交通機関の利用が困難な場合はスクールバス等の導入を検討する」としており、新たにスクールバスを運行する予定はありません。

また、園バスは幼児に合わせた規格になっており、小・中学生には規格等が合わないため、利用することはできないものと考えております。

次に、ご質問の３点目「危険性を感じる箇所への歩道の設置について」お答えいたします。

通学路等の危険箇所については、毎年１回、各学校からの危険箇所リストを基に、市教育委員会のほか、県教育委員会、五城目警察署、市校長会、交通安全協会、市関係部署等により構成された潟上市地域ぐるみの学校安全推進委員会が合同点検を実施しております。さらに、この合同点検で危険とされた箇所の情報を共有し、この結果を踏まえ、歩道等の整備、改良、修繕の計画を策定しております。

議員ご指摘のとおり、当該箇所は交通量が多い区域であり、歩車道の分離は安全性の

確保において効果的な手法の一つではありますが、整備には用地の取得や工事費等の膨大な事業費と時間を要するものと想定しております。

ポリテクセンター秋田から西側の追分保育園に向かう「上北野線」については、歩行者の安全を確保するため、現在の計画では側溝部分も歩行できるように改良し、歩行者スペースをカラー舗装することとしており、来年度以降の完成予定であります。

緊急性、危険性の高い箇所については、今後も関係機関と協議しながら検討を進め、児童を含む歩行者の安全確保に努めてまいります。

○議長（小林 悟） 菅原理恵子議員、再質問ありますか。1 番菅原理恵子議員。

○1 番（菅原理恵子） 1 番目の 1 つ目ですが、奨学金返還支援制度ということで、これ、秋田県内の 12 市が、もう導入済みです。潟上市としては、まだ何もしていないという状況で、私の提言がちょっと遅かったかなという点も反省しておるところでありました。

まず、奨学金返還支援制度の目的というのは、もうご存知のとおりだと思いますけれども、対象要件を緩和し、対象者を増やし、地方創生や若者の負担軽減を行うことを目的としております。対象者のハードルを下げて、入り口を大きく開くことが重要とされております。通告にもありましたように、公明党青年政策 2020 で当時の安倍首相に政策提言した結果、対象が今まで都道府県だったものが各市町村に拡充されるなど、対象要件が緩和されました。先ほどの答弁では、担い手確保の観点から等、重要性は認識しているとのことでありましたけれども、それとまた導入に向けて検討していくというような答弁でありましたけれども、いつ頃を目指して導入するというような方向性に向かっているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（小林 悟） 小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

他自治体の支援制度では、助成対象の要件が当該市町村への居住のみの場合であったり、居住と就業を条件とする場合などがございます。また、その居住や就業の期間も、1 年であったり 3 年であったり、さらには助成する補助率や上限額、助成期間、全てがまちまちでございますので、他市町村の制度内容と活用状況、これらを精査しながら、本市の若者にとって優位な制度となるよう、スピード感をもって検討してまいります。できることであれば、次年度からの実施を検討してまいりたいと考えております。

○議長（小林 悟） 1 番菅原理恵子議員。

○1 番（菅原理恵子） かなり前向きな答弁をいただいたと思っております。ありがとう

ございます。やはり先ほど申し上げましたように、13のうち12がもう既に導入されているという、これは私も認識不足でありました。いつやろうかなってずっと渋ってて、今回やって資料を調べたらそういう結果であったということで、本当に申し訳なく思っております。

先ほど部長がおっしゃいましたように、返還支援に係る取組では、本当に居住等に関しての要件、または返還支援についてという、返還額の上限を設けている自治体が多いのですけれども、その辺、窓枠というか要件をやはりずっと下げて、誰でも気軽に借りられるような、そんな奨学金制度にしていきたいと思います。

①と②についてはこれで終わりたいと思います。

③については、企業等の認識によるものだという先ほどの答弁があったと思うんですけれども、企業の認識とおっしゃいまして、企業自体がこれがあるという自体がわからないという事態が多いと思います。それで、ちょっとこれ、東京都ので申し訳ないんですけれども、東京都と企業が奨学金返還をサポートしますというような、こういったチラシもございました。こういうチラシ、先進事例のチラシ等を活用しながら、企業にも何とか企業が肩代わりできる奨学金を取り入れていきたいと思いますという旨を伝えていきたいと思いますけれども、その点についていかがでしょうか。

○議長（小林 悟） 小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

企業版の奨学金返還支援制度の導入は、人材確保において非常に有効な手段であることは間違いありませんが、市内企業を見渡したときに、奨学金を利用された方を定期的に採用するような企業でなければ、損金算入できることに魅力を感じる企業経営者は少ないものと考えております。

また、社内規程を見直し、日本学生支援機構との連携手続を行う、さらには所得税、法人税、社会保険料などの取扱いも煩雑になることから、市内企業が個別に奨学金返還支援制度を導入することは、ハードルが高いものと考えておりますが、先ほど答弁いたしましたとおり、制度の概要、あるいは奨学金返還支援制度、県内では1社だけが既に制度を創設してございます。そういった導入事例について情報提供をしてまいります。

○議長（小林 悟） 1 番菅原理恵子議員。

○1 番（菅原理恵子） ありがとうございます。先ほどの部長の答弁にも、秋田県として県内就職を考える皆様へ奨学金返還助成制度における特定業種該当企業を紹介しますと

ということで、本年度9月4日更新に、潟上市ではフカイ工業、五洋電子、山本精機、ミツミ電気、風の王国・潟上といった、こういうところが掲載されておりました。ここをとりあえずプッシュしながら進めていただければ早いと思いますが、その点について再度お伺いしたいと思います。

○議長（小林 悟） 小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

今ご紹介いただきました5社につきましては、既にこういった制度があることは重々承知している企業さんでございますので、あえて市から情報を提供するということは、現時点では考えておりません。

○議長（小林 悟） 1番菅原理恵子議員。

○1番（菅原理恵子） 企業に対しての問い合わせはないということでありましたけども、利用者についての問い合わせとか、こちらからこういうところが利用できますよみたいな、そういうことはしていただきたいと思いますが、その点についていかがでしょうか。市としてはないんですけれども、県としてこういう企業をあっせんしていますよというような形で。お願いします。

○議長（小林 悟） 小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

利用者の方への周知につきましては、県、それから日本学生支援機構、あるいは各市町村の育英会を通じて情報提供してございますが、さらに周知を図れるよう努めてまいります。

○議長（小林 悟） 1番菅原理恵子議員。

○1番（菅原理恵子） これで1番目の点は終わりたいと思います。

大きな2点目の終活支援について。

先ほどの答弁で、単身世帯が増えていて、入院等の保証人がいないという人が増えてきているということでありました。そういう人が増えていて、親族が見つければ、それは親族の方にお願ひできれば、それが一番いいことなのですが、それ以外の方について、やはり導入は考えていないということでありましたけれども、本人の尊厳という立場からは、やはりこういうものをしっかりと市として確立していかなければいけないんでないかなという思いで再度質問させていただきましたが、その点について再度お伺いしたいと思います。

○議長（小林 悟） 櫻庭福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（櫻庭 仁） 菅原議員の再質問についてお答えいたします。

単身で身寄りがいないなどのケースで亡くなった場合、市としても対応が煩雑になることを想定して、これまでも生前に、有償ではありますが民間事業者の身元保証サービスを紹介したり、要援護台帳や成年後見など既存の事業を活用して丁寧な対応を行っております。今後は、このようなケースがますます増えてくることが予想されますので、引き続き、現在行っている取組で進めたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。宜しく願いいたします。

○議長（小林 悟） 1 番菅原理恵子議員。

○1 番（菅原理恵子） その人の尊厳を守るという形で、業者を紹介して、それに応じられれば一番いいんでしょうけれども、応じられない場合等を考慮すれば、必要な事業だと私は認識しておりますが、導入については考えていない、今ある事業で十分だということであったと思うんですけれども、それで本当に十分なのか、その人を本当に尊厳できる事業展開していくことは必要ではないというような、そんなふうに捉えたんですけれども、再度、しつこいようなんですけれども、やはり必要だと思うんですね。何としても身寄りがいない人にとっては、やはりこういうことで自分の意見が反映され、尊厳され、死を迎えるというような、その一連のことというのは誰もが逃れられないことだと思うんです。安心してやはり最期を迎えられる、そういうことが必要ではないかと、前もってそういうものを準備しておけば安心して最期を迎えられるというような、そういった一連の関連なんですけれども、再度その事業の必要性は、重要性は感じているということでありましたけれども、その点について再度お伺いしたいと思います。

○議長（小林 悟） 櫻庭福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（櫻庭 仁） 再質問にお答えいたします。

現在、市民の方がこうした終活支援を希望する場合は、地域包括支援センターや生活困窮者の相談窓口で相談を受けたり、各種介護サービスや障がいサービスの利用時に気軽に相談できる体制を窓口では整えております。相談を受けた際は、その内容に基づき、その人に合った支援を提供、もしくは既存の事業につなげることが可能であるため、現状で新たには事業の取組としては考えていないということです。ただ、この後、県内でも事案を把握しておりませんが、今後こうした一人暮らしの高齢者の方、身寄りが

ない方がいた場合には、まずはその人の、本人の気持ちをしっかりと相談に乗りながら、その人の意向に沿った形でのサービス提供なり、民間の紹介なりをして、丁寧に対応していきたいと思っておるところであります。

○議長（小林 悟） 1 番菅原理恵子議員。

○1 番（菅原理恵子） ありがとうございます。

大きな3点目に移りたいと思います。

クーラー設置については、空調設備は屋根の改修等で莫大な費用がかかったり、時間がかかるというような答弁でありました。このたび本当に、あまりにも猛暑日が続いて、さっき言いましたけれども、プールに入ることもできない、体育の授業も受けることができないといった、やはり運動力というか不足で、体力も低下していつているのではないかという懸念があります。それで、先日の新聞に掲載されていたと思うんですけども、山形県として米沢市でしたか、部活動を終わって下校中に熱中症で倒れて搬送された、その先で亡くなったことを受けて、山形県として可搬式のクーラーを設置することにしましたって。可搬式クーラーを全体育館に設置することを発表したんですね。体育館全体を冷やす性能はないけれども、生徒が運動中、定期的にクールダウン、可搬式クーラーということで、定期的にクールダウンできて活用する子どもたちの命と健康を守ることができるということでありました。やはり屋根の改修がどうのこうのというよりも、大切な生徒の命を守るという形で考えていけば、時間がかかるからというような形ではなく、時間割等を変更してという形でなく、好きな体育、好きな運動ができない、休み時間も教室から出ることもできずに、体育館で遊ぶこともできずにというような、コロナで縛られ、この猛暑で縛られというような、そういう時代の子供たちというのは、ちょっとかわいそう過ぎるのではないかと。やはりそういった点から、再度クーラー設置についてお伺いしたいと思います。

○議長（小林 悟） 佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木 渉） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどもお話したとおり、クーラーの設置にはかなりのコストがかかります。また、気象庁の予報によりますと、この暑さがまだまだ続くという話もございますけれども、今年初めてのケースで、150年ぶりの暑さということで、もう少しソフト的にも対応する事業が、例えば時間割の変更とか、夏休みの期間の変更とかございますので、そこら辺を中心にして、今後の気象の変化を注意しながら、エアコン設置の方は考えていきたい

と思いますので、宜しくお願いいたします。

○議長（小林 悟） 1 番菅原理恵子議員。

○1 番（菅原理恵子） 通告文で申し上げましたように、猛暑日が続いていたので今年度から補助率を2分の1に引き上げて体育館にクーラー設置をという政府の打ち出しであります。それで、令和4年9月1日現在、秋田県の空調各冷房設備設置状況についてということで一覧が出ていました。藤里町で100パーセント、大潟村で100パーセント、潟上は断熱指数が11で、断熱指数率が100パーセントということでありました。政府で打ち出しているのが断熱材が入っている屋根に対してクーラーを設置すれば2分の1補助ですよ。設置されていなくても補助率はありますけれども、この断熱指数というのはどういうお考え、これちょっと教えていただければと思います。

○議長（小林 悟） 佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木渉） ただいまのご質問にお答えいたします。

断熱指数というのは、断熱効果をもたせた構造になっているかということで、体育館の窓ガラスや外壁、屋根等の断熱材が入っているか入っていないかということでございます。潟上市の場合は、クーラーだけ設置して断熱材を入れなくてもいい学校は1校しか今のところはありません。ほかの学校は、全て断熱材等を入れた形の工事になります。

また、工事に関しては、断熱材だけでなくクーラーの設置場所、天井から下り下げるような形のクーラーは設置できないので、壁に取り付けるような形になっておりますけれども、体育館の場合、外壁がありませんので、ほぼ一枚板みたいな形になっておりますので、そこら辺ももしつけるとすれば工事費のかかり増しになると考えております。

以上です。

○議長（小林 悟） 1 番菅原理恵子議員。

○1 番（菅原理恵子） ありがとうございます。断熱材が入っているという形なんですね。そうすれば、クーラーを入れれば、政府が打ち出している2分の1の補助率で、今のところクーラー設置できますという形なんですね。

ということは、やはりクーラー設置をなるべく進めていただきたいなという思いでありますけれども、先ほど山形県の例を引き上げて、可搬式のクーラー設置等についてのお考えは、再度お聞きしたいと思います。

○議長（小林 悟） 佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木渉） ただいまのご質問にお答えいたします。

可搬式のクーラーについては、導入の効果がまだあまりよくわかっていませんので、調査研究はしていきたいと考えております。

また、クーラーは設置しておりませんが、大型扇風機等で今のところは対応しているような形になりますので、そちらの方で対応をしていきたいと思っています。

○議長（小林 悟） 1 番菅原理恵子議員。

○1 番（菅原理恵子） 大型扇風機で対応できなく、体育の授業が今なされていないということでありました。可搬式でしたか、可搬式クーラーも調査研究してまいるということでもありますので、是非前向きに検討していただき、いち早く子どもの命を守るためにも導入に向けて取組をお願いしたいと思います。

2 点目について移ります。

スクールバスに関してですけれども、いや、私、これ通告文出してから小学校にっていう、せめて小学校にスクールバスをとという形で書けばよかったんだなと思いました。規格からはだめだということでありましたけれども、低学年だったら何とか乗れるのかなと。通園バスですね。その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（小林 悟） 佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木渉） ただいまのご質問にお答えいたします。

平等性の観点からいきますと、低学年だからバスの利用ができるとか、そういうことにはならないと思いますので、スクールバスを利用する場合であれば、全学年が利用できるような形をとりたいと思いますので、低学年だけという形にはできないと思います。

○議長（小林 悟） 1 番菅原理恵子議員。

○1 番（菅原理恵子） 規格等から、今ある既存のものを再利用できればなという思いで質問させていただきました。ところが、どうせ導入するなら全学年でという答弁をいただきましたので、じゃあ全学年に向けたスクールバス導入はお考えなのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（小林 悟） 佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木渉） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほども答弁でお話しておりましたけれども、学校との通学の観点からして、現在のところ、スクールバスを利用できるような場所については豊川地区の大豊小学校だけということと考えておりますので、現在のところスクールバスをほかにも導入する考えはございません。

○議長（小林 悟） 1 番菅原理恵子議員。

○1 番（菅原理恵子） 現在、大豊小学校の豊川地区だけということでありました。それは十分承知しております。豊川地区でスクールバスに乗ってくるよりも、はるか遠いところから歩いて通学しているところもあるんです。その不公平というか、公平性を保つ意味で、全学校にと、小学校にスクールバスをとという思いで質問させていただきました。その矛盾さについて答弁をいただきたいと思います。

○議長（小林 悟） 暫時休憩したいと思います。

午前 10 時 49 分 休憩

.....

午前 10 時 51 分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木渉） ただいまのご質問にお答えいたします。

豊川地区でも近い場所ということでしたけども、豊川小学校区域ということでスクールバスの方を利用させていただいておりますので、若干ほかのところよりは近くなりますけども、そういうことでバスの利用の条件がそうとなっております。

以上です。

○議長（小林 悟） 1 番菅原理恵子議員。

○1 番（菅原理恵子） 3 点目に移ります。夕方の交通量の多い時間帯でということで、通学路等について毎年、合同点検を通っているというのは承知しておりますけれども、放課後というものもやはり無事故でというのは、市の責任にもなってくると思うんです。やはり歩道がないところを、低学年だったと思うんです、体の大きさからいって。やはりそういう時間帯、自転車を押して、本当にあの交通量の多いところを歩いていたら、ちょっとそれ自体がすごい危ないなと私自身思ったんです。それで、上北野から西高までのところは側溝を入れて配慮しているというふうに、上北野というところかなと私勝手に思ったんですけれども、そういうふうに改良しているということでもありますけれども、ポリテクセンターから追分三叉路に向かうあの一角なんですけれども、あそこ、アキタ電子でしたっけ、そこにやはり私は歩道が必要ではないかと、一角だけ歩道ないんですものね。途中から切れちゃってる状態なので、あの辺に歩道をとという思いで質問させていただいておりますが、費用もかかるということでありましたけれども、安全性を

考えれば必要ではないかと思しますので、この点について再度質問したいと思います。
お伺いします。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、道路の狭いところたくさんございまして、危ないところがあるというのは、そのとおりだと認識しております。

その中で、先ほども述べましたように、用地の取得であったり、工事費には莫大な時間と費用がかかるわけで、全てを一斉にやっていくということは実質困難であります。現在、二田追分線の工事やっておるわけですが、それ以外の地区についても順次道路整備というものはやっていかなければいけないと考えております。全てを一気にできないものですから、道路管理者といたしましては、合同点検を踏まえて、外側線や歩行に並行してドットラインを引いたり、ラインが薄くなった区間については工事をやり直したりして安全対策を実施しております。冬につきましても、特に歩行者の狭いところについては、優先的に除雪の体制も整えておりますし、現在のところはそういう形で安全対策を実施しているということでございます。もちろん議員がおっしゃった箇所についても、狭いということは十分認識しておりますので、今後、整備計画を立てる段階では、そこも当然検討の範囲に入ってくると考えております。

○議長（小林 悟） 1 番菅原理恵子議員。

○1 番（菅原理恵子） ありがとうございます。かなり前向きな答弁をいただいたと自分では思っております。

これで一般質問を終わります。大変にありがとうございました。

○議長（小林 悟） これをもって1 番菅原理恵子議員の質問を終わります。

お諮りします。暫時休憩した方がいいと思いますが、いいですか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） それでは、1 1 時 5 分まで休憩したいと思います。

午前 1 0 時 5 7 分 休憩

.....
午前 1 1 時 0 6 分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3 番藤原仁美議員の発言を許します。3 番藤原仁美議員。

○ 3 番（藤原仁美） お疲れさまでございます。3 番藤原仁美でございます。通告書に従って、大きく 2 つの質問をさせていただきます。

大きな 1 つ目、みんなで創るしあわせ実感都市の実現について。

潟上市では、令和 7 年を目標年次とする「第 2 次潟上市総合計画後期基本計画」を基に、まちづくりの課題について基本目標を掲げ、取り組まれています。目標年次まであと 2 年となった現在の進捗状況はいかがでしょう。

地球温暖化対策や低炭素社会の構築、ごみの減量を図る 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）の基本方針、自然災害が多発する昨今、市民の安全・安心の担保、増え続ける空き家への対策、高齢化社会での交通サービス、下水道事業整備や水洗化の促進、社会福祉協議会をはじめ各所との連携状況、農地や森林・湖・海洋の多面的な機能の維持、観光振興と移住・定住の推進、そして子育て支援と学校教育の充実のほか生涯学習の推進、地域コミュニティの育成に向けた自治組織の在り方についてなど、大きな関心をもてる政策が詰まっており現在も進行中です。

質問の 1 点目、あと 2 年、どのような政策に力を入れるのか、また、見直すべき政策について、現状を踏まえてお聞かせください。

次に、市民が主体性をもってまちづくりへ参画することが潟上のシビックプライドにつながり、みんなで創るしあわせ実感都市の実現に向かうと考え、今後の取組について質問させていただきます。

1 つは、合併して 18 年、旧 3 町それぞれの歴史は継承されていますが、これが潟上のシビックプライドと感じられるものがあるのでしょうか。合併 20 年を目前に、大きいステップアップとして三大まつりの在り方を見直し、市民のアイデンティティを主張できる企画を検討してはいかがでしょうか。

旧 3 町の歴史を融合し新たな歴史を刻むため、市民が誇りと愛着をもって創り上げることがしあわせの実感につながると考えます。

2 つ目に、これまで地区ごとに分かれて開催されていた関東近郊でのふるさと会を、合併 20 年を記念し「ふるさと潟上会」として盛大に開催し、ふるさとの PR を含め関係人口として深い関わりをもってもらえるように働きかける機会にしたいでしょうか。

最後に、次代の人が育つ生涯学習都市を目指すための政策ですが、教育の充実は学校だけでなく地域と協働して進められるべきであることは既に知られています。ふるさと

への愛着を持ち、たくましく生きる力を備えるために、もっと多くの体験学習の充実を図るべきではないでしょうか。

現在、全ての子どもを対象として遊びや体験の機会の提供及び支援を行う社会教育の充実はどのように図られているのでしょうか。

社会教育主事の下、公民館を中心に生涯学習に携わる団体と連携し、今以上に体験の機会を増やすことが大切ではないでしょうか。また、潟上の文化継承のため、学芸員を配置してはいかがでしょうか。

子どもや若者が地域の文化を知り、世代間の交流を図りながら互いに学び合うことで地域づくりに参画する機運の醸成につながると考えられないでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。

次に、大きく2つ目、誰も自殺に追い込まれることのない潟上市の実現について。

秋田県の自殺率が3年ぶりに全国で最も高くなったと発表されたのは記憶に新しいところです。県警による昨年の県内自殺者数は224人で、3年ぶりに前年を上回っています。中でも40代・50代の働き盛りが前年より28人増加していることが注目され、本年の自殺者も増える傾向にあると言われています。

4月、県では昨年10月から6か月連続で自殺者数が前年同月を上回った状況を受け、自殺予防対策推進会議を緊急開催しています。対策として、新たに小・中学校、高校、大学などの新入生や、企業、自治体の新人職員に、相談窓口の連絡先が掲載されたリーフレットを配付するほか、自殺未遂者の調査とそれに基づいた対策に取り組み、相談員を対象にした研修会、企業向けメンタルヘルスセミナーなどを実施したと発表されました。

さて、潟上市では平成31年に策定された自殺対策計画が、今年、目標年度の5年目となりますが、これまでの成果はどのようなもののでしょうか。次期計画には、誰も自殺に追い込まれることのない潟上市を目指して、市民のメンタルヘルスについて真剣に向き合い、策定する必要があります。加えて、子どもや若者が抱える「生きづらさ」に対し、心の変化に気づき支える仕組みも必要です。寄り添える人材の育成や居場所について、市全体で取り組むべきと考えます。

自殺対策における人材育成の観点からみると、「メンタルヘルスサポーター」の養成講座が毎年実施されていることは効果的ですが、受講経験者の多くは実際の活動に結び付けるにはハードルが高いと感じており、サポーター自身が悩みを抱えてしまっている

状況です。今後の研修の在り方をどのように考えているのでしょうか。

自殺ゼロに向け、早急に市民の心の健康を考えるべきと思います。そこで質問します。

①自殺対策計画における成果と課題についてお聞かせください。

②次の計画策定に係る委員の構成に、高校生や大学生など若者の参加を検討してはいかがでしょうか。子どもや若者が抱える「生きづらさ」について、実際にその世代の声を聞き、意見を取り入れることは、先を見据えた計画に必要ではないでしょうか。

③現在の計画にあるように、市民一人ひとりが誰かの「ゲートキーパー」となるため、次は市を挙げて「ゲートキーパー」の養成に力を入れてはいかがでしょうか。さらに、子どもたちに対してＳＯＳの出し方講座はもちろんですが、これまで以上に「いのちの授業」を重ね、幼い頃から命と向き合い、自分自身を大切にし、思いやりの心を育てる取組が必要ではないでしょうか。

④地域のサロン開催なども広がりを見せていますが、居住地区に関わらず誰でも立ち寄れる居場所の獲得も必要です。メンタルヘルスサポーターを活用し、市民センターなど居場所をつくってはいかがでしょうか。

誰も自殺に追い込まれることのない潟上市の実現に向け、最善の計画の下、市民と行政が協働で取り組むべきと考えます。

以上、壇上からの質問を終わります。

ご答弁宜しくお願いいたします。

○議長（小林 悟） 当局より答弁を求めます。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 3番藤原仁美議員の一般質問の1つ目「みんなで創るしあわせ実感都市の実現について」お答えいたします。

ご質問の1点目「現状を踏まえ、あと2年どのような政策に力を入れるのか、また、見直すべき政策について」お答えいたします。

「第2次潟上市総合計画後期基本計画」では、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とし、市の将来像である「みんなで創るしあわせ実感都市潟上」を実現するべく、7つの基本目標とその目標に合わせた政策・施策を定めております。

議員ご指摘の各施策を含む計画全体に係る進捗管理については、年度ごとに実施することとしており、現在、令和4年度分の進捗状況について確認作業を進めているところであります。

これら進捗管理を踏まえた上で、今後の取り組むべき政策・施策といたしましては、

本年第1回市議会定例会において施政方針として申し述べておりますとおり、後期基本計画の目標を確実にかつ加速度的に実現するため、「稼げる力」「支える力」「考える力」を重点施策の3つの柱に据え、市民が幸せを実感し、誇りや生きがいをもって暮らせる魅力あふれるまちづくりを引き続き推進してまいります。

また、「見直すべき政策」については、年度ごとの評価や総括を通じた進捗管理に加え、市民の皆様のご意見やご要望に真摯に向き合いながら、必要に応じ、次期計画に反映させていきたいと考えております。

私からは以上であります。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ご質問の2点目「市民が主体性を持ってまちづくりへ参画するための今後の取組について」お答えいたします。

かたがみ三大まつりについては、地元自治会や芸術文化団体などで構成される実行委員会が主体となり、旧3町の頃から地域の文化や芸能の継承、地域住民の親睦を深めることなどを目的に開催されております。各まつりの内容については、実行委員会が地域住民等から意見を伺いながら決定しており、まつりの中では市民企画によるイベントも開催されております。

今後も地域の特性を生かしながら、夏まつりが市民としての誇りや郷土への愛着につながるよう、各実行委員会を支援してまいります。

また、各町単位で設立されております「ふるさと天王会」「ふるさと昭和会」「ふるさと飯田川会」は、その地域社会の発展に寄与するとともに、地域の伝統や文化を守りつつ、交流を深める場として設けられた任意の団体であります。

本市では、その活動に対して補助金を交付しているほか、総会等には市長等が出席し、本市の近況などを報告しております。いずれのふるさと会も会員が自ら運営しており、ご質問の「ふるさと潟上会」の開催についても自主的な開催を期待するものでありますが、活動について相談等があった際は、支援していきたいと考えております。

○議長（小林 悟） 佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木渉） 次に、ご質問の3点目「生涯学習都市を目指す政策について」の①「社会教育の充実は図られているか」についてお答えいたします。

市民センター「かたりあん」を地域の生涯学習活動の拠点として、各市民センターを含め、市民のニーズに対応する学習機会を提供しております。子どもを対象とした教室

も開催しており、想像力を養うことができる場となっております。

また、児童館事業においても、遊びや学習、体験を通じて心身の健康増進を図るとともに季節行事などを取り入れた活動を行っており、子どもの健全な育成を支援しております。

次に、②「社会教育主事の下、公民館を中心に生涯学習に携わる団体と連携した体験の機会」についてお答えいたします。

現在、生涯学習に携わる団体と連携した事業として、潟上市文化祭や潟上市書き初め大会などを行っております。

また、地域と学校をつなぐ場として、地域学校協働活動の中で、地域の教育力を学校教育に活用する事業など、学社融合を進めております。

このほか、中高生を対象として、大学生のボランティアによる学習支援事業も行なうなど、学校以外のところで自由に学習ができる場所を提供する事業も行っております。引き続き、体験や学びの場づくりに努めてまいります。

次に、③「文化継承のため、学芸員の配置」についてお答えいたします。

学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究、その他これと関連する事業について専門的事項をつかさどり、博物館法の規定による登録を受けた施設に配置されるものでありますが、本市においては、登録博物館がないため、配置しておりません。

潟上の文化継承のため、職員、子どもや若者を含む地域住民、市民団体等が協働して社会教育事業に取り組み、「文化の風薫る笑顔あふれるまちづくり」の実現を目指してまいります。

○議長（小林 悟） 櫻庭福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（櫻庭 仁） 3番藤原仁美議員の一般質問の2つ目「誰も自殺に追い込まれることのない潟上市の実現について」お答えいたします。

はじめに、ご質問の1点目「自殺対策計画における成果と課題について」お答えいたします。

「潟上市自殺対策計画」では、数値目標として、人口10万人当たりの自殺による死者数を表す自殺死亡率については、平成29年の30.7から令和4年までに19.3以下を、自殺者数については平成29年の10人から令和4年までに6人以下を目指すこととし、関係機関と連携を図りながら、全庁的に心の健康づくり事業に取り組んでまいりました。

計画の進捗状況は、本市の自殺死亡率は令和元年18.8、令和2年15.8と目標値を達

成し、自殺者数も同様に令和元年6人、令和2年5人と目標を達成しております。令和3年には、自殺死亡率が22.2、自殺者数7人と増加しておりますが、この背景には、長引く新型コロナウイルス感染症による様々な影響があるものとみられ、全国的に同様の傾向があります。そのような中、本市の自殺者数に大幅な増加がなかったことは、これまでの取組の成果だと考えております。

今後も、多くの市民が自殺対策について正しい知識を身につけ、心の健康づくりに関心がもてるよう、普及啓発活動に力を入れてまいります。また、社会情勢の変化から市民の悩みが多様化している今、様々な悩みに対応できる心の健康づくり事業の推進に努めてまいります。

次に、ご質問の2点目「次の計画策定に係る委員に高校生や大学生などの若者の参加を検討することについて」お答えいたします。

現在、計画の策定委員につきましては、国から示されております「地域自殺対策計画策定・見直しの手引き」を基に、市内精神科医師や市校長会、消防関係者などで構成されてございます。

議員ご提案の、若い方の意見を取り入れる方法といたしましては、アンケート調査を実施してございます。アンケートの対象者には、高校2年生相当約270人と、無作為抽出された学生を含む20歳代の方が含まれており、ストレスの原因となるものが何か、相談相手がいるか、精神的ストレスへの対処方法があるか、悩みを相談できる相談機関を知っているかなどの質問に答えていただいたり、自由記載欄に意見を出していただいております。この後、計画の素案策定時に実施するパブリック・コメントも併せて活用しながら、高校生や若者の意見を積極的に計画や心の健康づくり事業に生かしてまいります。

次に、ご質問の3点目「市民一人ひとりが誰かの「ゲートキーパー」となるため、市を挙げて「ゲートキーパー」の養成に力を入れては」についてお答えいたします。

身近な人が発する異変に気づき、必要な支援先へとつなぐのがゲートキーパーであります。その養成研修は、県の事業として、県内各地で実施されておりますので、一人でも多くの市民がゲートキーパーになる機会が得られるよう、養成研修の開催について市民への周知を図ってまいります。

また、「子どもたちに対し、「いのちの授業」を重ね心の発達に力を入れては」につきましては、市内小・中学校において子どもたちに対する取組として、臨床心理士や助

産師等による「ＳＯＳの出し方講座」を行っております。子どもたちは、命の大切さや家族・仲間の命の尊さに気づくとともに、ストレスへの対処方法と、困難や悩みを抱えたときは、一人で悩まずに周囲に相談することについて理解を深めております。

さらに、小・中学校全学年で、道徳科において生命尊重に関わる内容項目を年間３回程度行っております。就学前の段階においても、身近な動植物との遊びを通して生命を大切にしようとする心を育てる取組をしております。

議員ご提案のとおり、生命尊重については、幼児期から育むことが大切とされていることから、豊かな環境の構成と動植物との関わり、様々な年代との対話等を重視し、幼い頃から命の尊さについて、実感を伴った学びとなるよう、継続的・計画的に取り組んでまいります。

次に、ご質問の４点目「メンタルヘルスサポーターを活用し、市民センターなど居場所をつくっては」についてお答えいたします。

メンタルヘルスサポーター養成講座は、講座修了者が令和４年度末で１５６名おります。研修会への参加や地域への声かけ等の活動を行っております。

サポーターによる地域での居場所づくり活動については、かねてよりサポーターの方々からご意見がありました。今年９月１２日「キラ☆星館」を会場にサロン活動を実施することができてございます。市民の誰もが参加できるサロンは、サポーターが主体となって実施しており、今後も地域でのサロン活動が実施できるよう、意見を取り入れながら積極的に支援してまいります。

また、サポーターの方が活動の中で抱えている悩みや意見の情報交換ができる場を「フォローアップ学習会」の中でつくり、活動しやすい体制づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（小林 悟） ３番藤原仁美議員、再質問ありますか。３番藤原仁美議員。

○３番（藤原仁美） まずは最初の計画についての質問で、市長から引き続き加速度的にというご答弁をいただきました。加速度を増したいのがどの部分かというのを再度お聞かせください。お願いします。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 藤原議員の再質問にお答えいたします。

加速度的に取り組む部分として重点施策、３つの柱を掲げさせていただいております。特に私の任期も現在折り返しを迎えておりまして、この任期３年目を迎えておりますけ

れども、こうした中で成果・効果のある事業については、さらに加速度的という、アクセルをふかしてまいりたいと思っております。

特に一丁目一番地に掲げております「稼げる力づくり」、そしてまた「支える力づくり」というのは、これはやはり地方自治の基本の部分だと思っておりますので、こうした部分については今後も積極的に施策・事業等考えていきたいと思っております。

○議長（小林 悟） 3 番藤原仁美議員。

○3 番（藤原仁美） ありがとうございます。加速度を増すためには、市長もさっきおっしゃっていたように、必要に応じ、市民からの要望を諮って加えていく必要があるということもおっしゃっていました。市民との交流の機会をどのように図っていくかということについてもお聞かせいただいてよろしいでしょうか。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 再質問にお答えいたします。

一義的に公式的な部分については、各自治会との意見交換、就任してから開催しておりますけれども、今年度もまた市内 7 か所で各自治会長さんとの意見交換を行ってまいりたいと思っております。

それ以外にも各種会合等で代表の方々とお話する機会等、また、商工会等からの要望等も受けたりもしておりますので、そういった形で進めたいなと思っております。

また、市内様々、市長として各町内の行事、または私自身も市内で買物したりする場面に、様々な市民の方々からお声がけいただく場面もございます。そうしたものを総括、包含した中で反映できる政策については、政策といいますか施策や事業については、検討を重ねながら取り組んでいければと思っております。

○議長（小林 悟） 3 番藤原仁美議員。

○3 番（藤原仁美） ありがとうございます。一般市民の皆さんが話せる機会を、市長と本当に話せる機会を求めているなと感じております。自治会の会長さんだとか、あと各種団体の役員さんだとか、そういう方々だけでなく、是非一般市民との交流の機会をどんどん増やしていただきたいなと思って期待しております。宜しくお願いします。

次に、三大まつりの在り方に移ります。

実行委員会が主体でというのは重々承知していますし、市民企画というのにも承知していますが、市民の声を聞くと、どうしても旧 3 町に分かれて、飯田川地区、昭和地区、

天王地区に分かれたお祭りという認識が根強くあるなど感じております。市民のアイデンティティの主張という部分で通告でもお話させていただきましたが、それぞれの歴史があつて、それを継承していくために大きいお祭りとして何かしら工夫をして企画できないものかなと考えていますが、今後そういう取組について検討するという事はないでしょうか。

○議長（小林 悟） 小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

今月7日付の秋田魁新報に「かたがみ三大夏まつり」に関する記事が掲載されました。一部をご紹介いたしますと、『どれも個性的で魅力にあふれている。中でも八郎まつりは、利き佃煮大会を行うなど、地域全体で魅力アップに努めている様子がひしひしと伝わる。知恵を出し合つてまつりの魅力を磨き上げていけば、県内外から多くの観客が訪れる知名度の高い行事に育つかも说不定。秋田の祭りと言え、かたがみの三大まつりと呼ばれるほどになって欲しい。』各実行委員に対し、非常に励みになるエールを頂戴いたしました。

市といたしましては、新たな祭りを創設する、あるいは既存の祭りを統廃合する考えはなく、各祭りの実行委員会が知恵を出し合い、祭りの魅力を高める、市はそのための支援を継続していくべきと考えております。

○議長（小林 悟） 3番藤原仁美議員。

○3番（藤原仁美） 魁さんのあの記事は私も読ませていただいて、ああそうだよなっていうふうには確かに感じました。そう感じる一方で、若い世代、特に中・高生なんですが、飯田川地区にお住まいの子が天王のグリーンランドまつりに来るかという話を聞いたら、いやあそっちまではなかなか行かない。昭和地区のお祭りに行くかって天王地区の人に聞くと、なかなかそっちまでは行かないという、それぞれせつかく合併して一つになっているのであるから、何かしら共通のアイデンティティを図っていけないものだろうか、この後。この先に潟上市ってこういう市だよなっていうものをつくれないうだろうかという思いもあつての三大まつりの在り方の見直しという提案というか質問させていただきました。

以前は天王グリーンランドまつりの時に、三大まつりとはいえ、一番大きく予算も割かれているし、人の流れも大きいと思うグリーンランドまつりに対して、新関ささらだったり、鷺舞まつりだったりっていう披露する場所もあつたかと思うんですが、それ

についてはコーナーを設けるとか、そういう方向性というのは、また改めてつくれないものでしょうか。

○議長（小林 悟） 小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

そういった他のお祭りが天王グリーンランドまつりでも披露されていたということは承知してございます。当時は開催期間が2日間でありまして、タイムスケジュールに余裕がございましたが、コロナ禍以降は開催期日を1日としてございます。そういったことを含めまして、次年度の実行委員会において、今、議員から頂戴いたしましたご意見等を参考とし、企画を検討してまいります。

○議長（小林 悟） 3番藤原仁美議員。

○3番（藤原仁美） ありがとうございます。開催1日になったっていうお話もいただきました。市民の皆さんからは、あれっ前日、土曜日のお祭りはなくなったのという声をよく聞きます。ちょうどコロナに入ったこともあって、何となく自然消滅してしまったあの盆踊り大会についても、賛否はいろいろあるんですが、ああいう企画もほしいよねっていうお話は大きく求められております。もちろん市役所の皆さんのご苦労だとか実行委員会の皆さんのご苦労だとか、いろんなものが生まれてくるかとは思いますが、大きく開催して、本当に市民がみんな集えるような一日、二日という部分については、今後も検討していただきたいと感じております。さらに言わせていただくと、八郎まつりの時は八郎音頭があったり、鷺舞まつりの時は飯田川音頭があったと聞いております。盆踊りといっても、いろんな踊りもあって、これから何かしら構築できるのかなとも思うので、是非そういうところも含めて検討いただければなと思います。

すいません、次に、ふるさと潟上会についてであります。交流を図るための任意の団体、会員自ら運営しているという返事をいただきました。これも市民の方からのちょっと要望もあって、なかなか先細りになってしまっているっていう状況がある中で、それでもやはり関係人口を、深く関係していってもらえる人口をずっと継続して作っていくためには、ふるさと潟上会というのをちょっと大きく、この際20年になるし、大きくやってみてはどうなんだろうって、関東近辺、もしくは大阪とか関西地域とか、あともちろん潟上市においてもできないもんだろかという意見を頂戴して、なるほどそういう機会は必要かなと思いました。もちろん団体の会員の方、自ら運営していくものだと思います。高年齢化していき、なかなか会員の人数も減っていると聞いています。

その辺について潟上市としては、関係人口を深めるためにも、何かしら支援なりという方法はないものか、もう一回お聞かせください。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまの再質問にお答えいたします。

1 回目の答弁でも申し上げたとおり、ふるさと会というのは、あくまでも任意の団体でございます。そういった中で、一本化して、ふるさと潟上会としてやったらどうかというお話でございますが、過去に昭和のふるさと会と飯田川のふるさと会が合同で実施したことが平成25年・平成26年の2年間ございました。ただ、それ以降は継続できていないということもございます。そういった中で、ふるさと会のみならず、その関係人口を増加させていくためにはという取組についてのお話もございました。そういったところで来年度の事業に向けて、ふるさと会とはいかなくても首都圏に住んでいる若者の方が潟上市に戻ってこれるような、そういった事業等を検討していきたいと考えておりますので、ふるさと会という形ではなくて、違う形で首都圏の若者をまた、移住・定住をさせていくような施策等を検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（小林 悟） 3 番藤原仁美議員。

○3 番（藤原仁美） ありがとうございます。若者に対してPRするというのはとても大事だなと思いつつ、若者のみならず中年、高齢の方にも、是非ふるさとを思い出していただき、関係していただき、大概そういう方たちってふるさと納税にもちょっと協力していただいているのかなと感じています。もっと若者のみならず全体的、世代を限らず全体的に関係人口を増やしていく政策を期待しております。

次に、生涯学習都市についてですが、活動は様々、いろいろやられているという紹介をしていただきました。もちろんそれは存じ上げているんですが、なかなか公民館が中心となって、そこに人が集うという様子を、コロナ禍もあったせいもあるんでしょうけど、ちょっとその活動については、ちょっと寂しく感じる場所があります。公民館に登録している団体についても、なかなか高齢化が進んでいってるのと、若者が集う機会がないなということも聞かれます。

改めて公民館について、若者も集えるような何か企画というか、教えていただければありがたいです。

○議長（小林 悟） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） ただいまの再質問についてお答えをいたします。

藤原議員からは、このいきいきとした潟上のまちづくりのための生涯学習の重要性について具体的なご質問をいただいていると承知しておりますけれども、その中で公民館を、特に若者世代の参加、全世代ということもありますけれども、その若者世代にターゲットを絞ってということは、これまでの公民館事業、4月に皆様にお配りしている生涯学習プログラムガイドの中でも、様々な世代に対応できる講座、事業を準備して周知しているところではありますけれども、それを既存のものをさらに充実した形ということを今のご質問で、ご提言も含めていただいたものと承知いたしました。

現在の小・中・高校生を中心にした若者の公民館の利用状況として、私が実際に捉えていることといたしましては、今、寺子屋の事業は拡充して、寺子屋「てんのう」から「かたがみ」と名称を、そういったところにも私どもの思いが、これが全市に広がるよという思いを込めて名称変更しておりますけれども、そういったこともあって学習を目当てにして、その事業のない日でも、今年の夏休みは特に暑い日が多かったので、エアコンの効いているホワイエやフリースペースで子どもたち、友達と集まって学習したり読書したりする姿を毎日のように多く見かけました。そこに小学校、中学校の教員も巡視というか来て、子どもたちに声をかけたり、そこに訪れるいろいろな事業でご利用なさる上の年齢の市民の方々も、そういった子どもたちが利用している状況を目にさせていただくと。まず、こういった形で事業、そして事業以外、そこから広がった形でご利用いただくということが、これが定着しつつあるということに、私はすごく成果を、手応えを今感じているんですね。ということで、両方の、こちらからもいろいろなプランを提示しますし、それをご利用いただいた上で、いろいろフリーな形で居場所としてご利用いただくというようなこと、こちらの相乗効果を狙ってこれからも、もちろん来年度の事業の計画については、また各年齢層をターゲットにした事業がどうあればいいかということもブラッシュアップをしながら生涯学習事業を進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 3番藤原仁美議員。

○3番（藤原仁美） ありがとうございます。居場所については、今後も期待したいところであります。

社会教育主事の下、公民館を中心というお話を先ほど質問させていただいたんですが、文化祭、書き初め大会といった、まずは社会教育主事を中心に事業展開というのは、

どの程度充実されているものか、ちょっとお伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（小林 悟） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） 再質問にお答えをいたします。

社会教育主事というのは、ご案内のとおり社会教育法によって定められて、私ども社会教育行政に置くこととなっておる資格のある職員であり、私ども潟上市にも複数名おり、現在の課にも配置しているところでもありますけれども、その社会教育主事がということで、個々にこの事業がというよりは、その社会教育の事業全般に専門性をもって指導、助言、そして実施していくというようなことでありますので、この事業が社会教育主事が企画したものであるというようなものは、逆にございませんけれども、様々な調査・研究、専門的な知見を基に、そういったことを指導している立場にあるものでございます。

○議長（小林 悟） 3番藤原仁美議員。

○3番（藤原仁美） ありがとうございます。もう一つ、学芸員について、登録博物館のような設備がないので、学芸員は設けていないというお話だったと思うんですが、それは設けてないのか設けられないのか、もう一回お聞かせください。

○議長（小林 悟） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） 再質問にお答えをいたします。

先ほど社会教育主事については、社会教育法で必置というか置くことになっているものでございます。

学芸員につきましては、これは博物館法という法律で、博物館に置く専門職でございます。私どもには、これは届出をした博物館には必ず置くことになりますが、私ども潟上市に博物館という施設がございませんので、必置になっている職員ではございません。ただ、議員のご指摘は、そういった専門性を磨いて潟上の豊かな伝統、文化、そういったものを様々な世代の学びに生かしていくべきというようなご指摘をいただいたと思って受け止めておりますので、宜しく願いいたします。

○議長（小林 悟） 3番藤原仁美議員。

○3番（藤原仁美） ありがとうございます。私、質問では、学芸員を置けないのかという、設けられないのかという質問をさせていただいたつもりでした。宜しくお願いします。

○議長（小林 悟） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） 答弁漏れがあつて申し訳ありませんでした。

改めて申し上げますけれども、博物館に学芸員を置くという法律になっており、また、置くことができるというようなことではないので、私どもが努力義務とかそういったことで置くことができるかということについては、置く必要がない。ただ、先ほども言ったことの繰り返しになりますけれども、学芸員というものは置きませんけれども、そういった専門的な知見を持った職員の養成、そして行政を進めていくということの基本的な考え方は変わりません。申し訳ありませんでした。

○議長（小林 悟） 3 番藤原仁美議員。

○3 番（藤原仁美） 置く必要がないと言われると何とも言いようがないんですが、学芸員、博物館のような大きな施設の学芸員とまではいわなくても、潟上のいろんな、昭和だったり飯田川だったり天王だったり、いろんな地域の歴史を、文化をつないでいくためにも、是非専門性を持った職員の方がいればなというふうに思ったもので提案させていただきました。

次に、大きな2つ目の方に移ります。

成果については、本市については大幅な増加がなかったという成果の数字を先ほどいただきました。これは成果があつたものという評価ではあるものの、あくまでも自殺者数については目標はゼロだなと考えているので、是非ゼロを目指した政策を宜しく願ひいたします。

次に、若者についてはアンケートを既に取りつてらっしゃるというお答えもいただきました。今後、パブリックコメントで若者の意見を反映させていただけるという答弁もいただきました。でも、具体的に、すいません、全部混じってしまうんですが、具体的に若者に向けての対策というのは考えられているんでしょうか。ご答弁お願いします。

○議長（小林 悟） 櫻庭福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（櫻庭 仁） ただいまの再質問にお答えいたします。

若い人等への対策というか、悩み等に対してどういう対応をするのかということだと思いますが、県内では電話相談だけでなくSNSを使った相談等も実施している団体がございます。そういった団体と引き続き相談機関の周知に努めながら行っていきたいと思ひます。秋田市内にありますNPO法人等、あきた自殺対策センター等もありますので、そういったところからの拾い出しなりも考えていきたいと思ひております。宜しく願ひいたします。

○議長（小林 悟） 3 番藤原仁美議員。

○3 番（藤原仁美） ありがとうございます。自殺対策に関する質問に関しては、全部関連性があるので、ちょっと全部まじえての質問になってしまうんですが、若者に対して県での相談窓口については私も十分承知しております。今、若者のみならず、一人ひとり自分が悩みを抱えていることにすら気づけないという状況にある人もいます。相談の窓口に向かえる人、電話をかけられる人というのは、まだいいのですが、そこまでいかない、自分が何に悩んでいるのかもわからない状況のまま、闇を抱えてしまうということも多いように見受けられます。そういった部分で、ゲートキーパーの養成講座を定期的に行うことは、一人ひとりがゲートキーパーになり得るということもありますし、自分自身が心の変化に気づけるといって、そういう養成にもつながるのではないかなと思うんですが、市を挙げてゲートキーパー養成をとということに関してについてもう一度ご答弁お願いしてよろしいでしょうか。

○議長（小林 悟） 櫻庭福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（櫻庭 仁） ただいまの質問に対してお答えしたいと思います。

ゲートキーパーのこれまでの養成実績を踏まえると、本市では元年度から職員を対象に、県の事業として実施してきました。受講者数は延べ196人となってございます。現在、このゲートキーパーの養成等については県で行っておりますが、まず、市民全員がゲートキーパーとなるのが望ましいと思うことの趣旨に対しては当局としては理解しているつもりでございます。身近な人が発する異変に気づき、声かけをし、必要な機関につなぐ役割を持つのが「こころはればれゲートキーパー」になります。この後、県の事業になりますけども、一人でも多くの市民がこうしたゲートキーパーになる機会が得られるような対策といいますか対応を、この後、県と相談しながら進めていきたいと思えます。宜しく願いいたします。

○議長（小林 悟） 3 番藤原仁美議員。

○3 番（藤原仁美） ありがとうございます。是非、県の事業とはいえ、周知をしっかりと届けていただいて、職員だけではなく、市民一人ひとり、若い人からお年寄りまで、みんながゲートキーパーの講座を一度は受けられるような、そういう方向性を望みます。

最後になるかと思うんですが、「いのちの授業」についてですが、いのちの授業を年3回ほど行っているとさっき答弁ありました。もちろん動植物等の関わりの中から命の

大切さを知りというのは、とても理想的なことかなとは感じるんですが、もっと深く入って、命って何で大事なのかっていうような授業を、深掘して推進していくためには、多分学校教育だけでは、学校の現場だけでは難しいのかなと・・・、学校じゃないです、すいません、福祉の現場だけでは難しいのかなと考えております。福祉部門が所管となっているかとは思いますが、教育委員会との連携についてはどの程度図られているのか、ちょっとお聞かせいただいてよろしいでしょうか。

○議長（小林 悟） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） 再質問にお答えいたします。

所管である福祉部局と連携した学校教育における生命尊重、命の教育についてのお尋ねについてのお答えになります。

まず、今の再質問の冒頭で議員がおっしゃった年3回の命のことに関わる授業というのは、道徳科においては大体各学年年3回ということのを小・中9年間でやるわけですが、そのカリキュラムについてのご説明でした。ですので、園、そして学校を通じて、何よりも命の教育、生命尊重、それから、まだ小さい園の未満児というか、ゼロ歳、1歳、2歳のときから、まず自分を認識して、他者を認識して、互いの命を大切にするということ、そして周りの動植物ということの学び、遊びから生命の大切さということ、日々のカリキュラムの中で学んでいるんですけれども、その中で特に今、議員の後半のお尋ねにあった、より深いテーマを絞って、今では例えばですね交通事故の被害者の方が来て講師としてやってくださるような、例えばですけれども、そういったことがあります、そういった特設した授業ということのを学校の方では年間3回ほど道徳科でやっていることを説明させていただきました。

それに加えて、先ほど福祉保健部長から最初の答弁にありましたように、福祉の方から様々な学校の方への関わりをしていただいております、それは道徳科であったり、それから保健の授業であったり、総合であったり、様々な教科の中で、それぞれの学習の目的に応じて入っていただいて、十分連携を取って、ここは専門職の方から専門の立場からとか、そういった部分において学校教育に大変関連性というか連携をして進めてもらっているものと承知しております。今後もこういった連携を継続して、いのちの授業、大切さについて教育に努めてまいりたいと思います。

○議長（小林 悟） 3番藤原仁美議員。

○3番（藤原仁美） ありがとうございます。今、本当に生きづらい世の中になっている

と思います。潟上市で生きてて幸せだったなと最終的に死を迎えたいなと感じております。市民の心の健康を考えるために、是非、官民挙げて取り組んでいただきたいと思います。思って私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（小林 悟） これをもって3番藤原仁美議員の質問を終わります。

昼食のため、暫時休憩したいと思います。再開は1時半とします。

午後 0時06分 休憩

.....

午後 1時30分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番鈴木 司議員の発言を許します。10番鈴木 司議員。

○10番（鈴木 司） 10番鈴木 司です。このたびの一般質問に際して、市当局並びに議員各位から特段のご理解をいただきながら、この席に立たせていただきました。ありがとうございます。

それでは、私の方から一般質問を行います。

1点であります。ふるさと納税についてでありまして、ふるさと納税は、自分の生まれ育ったふるさととはもちろん、お世話になった地域や、これから応援したい地域の力になりたいという思いを実現し、「ふるさと」に貢献するための制度であります。

このふるさと納税寄附総額が、2022年度において県内過去最多の86億7,207万円になりました。県内25市町村と県への寄附総額で、前年度から9.7パーセント増えております。県内で寄附額が最多だったのは、仙北市の18億5,641万円で前年度からは63.7パーセントの伸びを示しました。

本市への寄附額は7,395万円で、前年度より4.5パーセント伸びたものの、1億円突破はならずということであります。

県内自治体で22年度の寄附額が前年度を上回ったのは16自治体となっています。県内最大の伸び率を見せた仙北市では「ふるさと納税の仲介サイトへの登録と返礼品の数を増やしたことなどが要因だろう」ということでありまして、22年度の手仲介サイトなどへの登録数は21年度、前年度より10件多い22件。返礼品の中でも米や麺類、地ビール、乳頭温泉郷の宿泊券に人気が集まっていることなどがマスコミで紹介されておりました。また、21年度と比べ昨年12月には、市内を訪れた旅行者らが現地でふるさと納税できる「旅先納税」制度も導入しております。市内の飲食店などで専用サイトか

ら寄附すると、返礼品としてすぐに使える電子ギフト券が受け取れる仕組みで、今後も宿泊業や飲食業をPRし、多くの人が市内に足を運んでくれるような流れをつくりたいとしております。

過去には、ふるさと納税の返礼品をめぐり、ルールに違反したとして制度の対象から除外されたりして、看板政策の継続が、いわゆる収入減により危ぶまれる自治体がありました。ふるさと納税は、希望する市町村に寄附すると自己負担の2,000円を除いた額が住民税などから差し引かれる制度であり、寄附金のうち、返礼品調達や仲介サイトへの手数料、送料を除いた約5割が自治体の収入になります。それぞれの自治体では、観光振興や地域おこし協力隊事業、学校給食事業などに充てております。

このような状況にあって、市長は、今後、本市のふるさと納税に対する取組をどのように進めていく考えかお伺いします。

1点目が、令和4年度の潟上市ふるさと納税の実績について、どのように評価・分析をしたのか伺います。

2点目が、寄附金の活用についてであります。どのように運用され、現在に至っているのか。

3点目が、返礼品開発等を含めて、ふるさと納税に対する今後の取組をどのように進めていく考えか。

以上3点についてお伺いをします。宜しく願いいたします。

○議長（小林 悟） 当局より答弁を求めます。小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） 10番鈴木 司議員の一般質問「ふるさと納税について」お答えいたします。

はじめに、ご質問の1点目「本市の実績に対する評価分析について」お答えいたします。

昨年度の本市の実績は、寄附件数4,745件、寄附金額7,395万3,445円であり、件数・金額ともに前年より増加しており、過去最多となっておりますが、県内25市町村の中では14位にとどまっております。

この状況を打開するため、昨年度は企画提案協議により中間管理事業者を選定し、同事業者が新たに利用者数の多いポータルサイトに登録するなど、今後に向けた活動を開始したところであります。

また、旅先納税制度については、市内に宿泊事業者や飲食事業者が少ないことから、

有用な制度として活用できるよう、その方策を検討すべきと認識しております。

次に、ご質問の２点目「寄附金の活用について」お答えいたします。

潟上市ふるさと応援基金条例に基づき、緑と水の環境保全事業、子ども育成支援事業、郷土文化財保存事業、その他まちづくりに資する事業のいずれかに活用するよう、寄附された方が選択することとなっております。

昨年度は、追分小学校の教室改修工事やふるさと学習の一環である宮崎県都城市との交流事業など６事業で活用し、今年度は追分小学校の備品購入やかたがみ未来子育て応援金、スポーツフェスティバルの開催費用や芸術文化振興事業など１３事業で活用することとしております。

なお、ふるさと応援基金の使途については、市のホームページで公表しているほか、１０月号の広報紙にも掲載することとしております。

最後に、ご質問の３点目「今後の取組について」お答えいたします。

昨年１０月から中間管理事業者に、ふるさと納税制度に関する手続の一部のほか、新商品の開発や既存商品の磨き上げも委託した結果、昨年１０月時点で約９０点であった返礼品が、現在は約２１０点まで増加しております。

今年度については、４月から８月までの寄附金額は約２,３５０万円、昨年同時期の約３.２倍となっており、順調に推移しております。

今後も中間管理事業者と緊密な連携を図りながら、魅力ある返礼品の開発に努めてまいります。

なお、先の定例会で申し伝えましたとおり、令和６年度からは商品開発等をサポートする人材として、地域おこし協力隊の活用を予定しております。

○議長（小林 悟） １０番鈴木 司議員、再質問ありますか。１０番鈴木 司議員。

○１０番（鈴木 司） 大変質問に対して丁寧な答弁をいただいたということ、いわゆるこれまでの部分、それから、今現在、そしてこれからの取組ということで説明をいただきました。

検証した中でサイトの返礼数も伸びてきているというお話がありましたが、いわゆるふるさと納税始まって、条例制定を見ますと、平成２０年の制定であります。かれこれ１６年になろうかという時期にあっての本市の７,３００万円ということであります。この７,３００万円が多いのか少ないのか、これまたいろいろ判断のしようのあるところですが、１億円突破が今、部長からも話ありましたように、１億円を突破していないのが市では

潟上市だけという、こういう状態であったわけです。それから、やはり一念発起してサイト数も増やしてきて、今現在に至っているということですが、私どもの潟上市において、いわゆるこれまでの経緯を踏まえながらいったときに、何が足りなくてここまでの状況だったのか、その点についての具体の説明をひとつまずお願いします。

○議長（小林 悟） 小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

本市において足りなかった点は大きく2つあると考えております。1つは返礼品等を紹介するためのポータルサイトへの掲載、もう一つは、魅力ある返礼品の数が少なかったこと、この2点と考えております。

本市におきましては、ポータルサイトへの掲載は令和3年度までは2つ、昨年度は1つ増やし3つでありましたが、現在は5つのサイトに掲載しており、さらに2つ追加する予定としております。また、先ほども申し述べましたが、返礼品の数が一気に2倍以上に増えているほか、今年度からは潟上市産サキホコレを返礼品に加える予定としております。昨年度、仙北市が大きく寄附額を伸ばした要因が、いち早くサキホコレを返礼品に加えたことであります。

さらに昨年度、多くの寄附申し込みを受けながら諸事情により1か月しか寄附の受付ができなかった大変な人気のある返礼品について、しっかりと対応できるよう体制を整えておりますので、昨年度よりも寄附件数、寄附金額が大幅に増加するよう、今後取り組んでまいります。

○議長（小林 悟） 10番鈴木 司議員。

○10番（鈴木 司） サイト数を2つから5つにして、今度はもう2つ増やしていくと。

やはりそういう前向きな取組というのは、やはり鈴木市長が就任しての、そういう思いというものが反映されているんだろうと思います。まさにその稼ぐ力なりというところで気合い入っているんだろうと思うわけですが、本市において一番のやはりその返礼品として人気のあるものというのは、先ほどお話ありましたように米、いわゆるサキホコレで、その部分と二、三、あとどういうふうなものがありますか。返礼品の開発について、私どもの潟上市というのは、そんなにいわゆる品数が、これまでもなかなか創出されなかった、作られなかったというのは、何が原因だったのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小林 悟） 小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

昨年度まで本市の返礼品といえば、あきたこまちのみという状況でございました。昨年の後半からは、返礼品をお出ししていただける事業者回りをいたしまして、昨年度の実績でいいますと梨、紅ズワイガニ、それからかたがみシュー、こういったものが人気の上位に入っております。

○議長（小林 悟） 10番鈴木 司議員。

○10番（鈴木 司） 今、部長から返礼品のいわゆるトップ部分について説明があったわけですが、部長の感覚で、潟上市というのは、これから先も返礼品開発について、余地がある市だと、こういう認識をされているのか、あるいは、いやいやなかなか厳しい開拓のところにある位置づけかなと、どちらの方に捉えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（小林 悟） 小野産業振部長。

○産業振興部長（小野貴宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

今現在、返礼品のラインナップには、水産品、あるいは水産加工品がほとんどない状態となっております。今後、こういったものを返礼品にラインナップに加えることにより、さらなる魅力ある返礼品のリストになるものと考えております。

○議長（小林 悟） 10番鈴木 司議員。

○10番（鈴木 司） 方向性なりという取組のころはわかりました。さらに広げていくために、さらにいわゆる納税額を増やしていくために、いわゆる人の部分、担当する部分、その部分に関しては何人くらいが目処なのか、いわゆる今現在で足りているのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（小林 悟） 小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

寄附金額が7千万円、1億、その程度であれば今の体制で足りているとは思いますが、これを大きく引き上げるためには、先ほど申し上げましたとおり、地域おこし協力隊をはじめ従事する人数がもう少し必要であろうと考えております。

○議長（小林 悟） 10番鈴木 司議員。

○10番（鈴木 司） それこそ人、資源があるという前提の中で、もっともっと深掘りして、いわゆる商品開発につなげていくという、この気概を持って取り組んでいただきたいと思います。

本市の場合、なかなかこれまでは資源が少ないという認識があったわけですが、

もっともっと声がけをしたり、いわゆる事業所回りをすることによって新たな展開が見えてくるということも思いますので、その点について、より努力を重ねていただきたいと思います。

2 番目であります。ふるさと納税の運用についてということで、先ほど、いわゆる交流事業に使ったということで、これが24年の分、いわゆる昨年の分の2,400万円に対しての該当部分ですか、もっともっとそれ以外にも該当しますか。質問わかりますか。昨年、4年度の決算の中で基金繰入れ部分が2,400万円あるわけです。その部分についての内容として、今言ったものと、まだあらましがあれば説明いただきたいと、このことなんです。

○議長（小林 悟） 小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、昨年度は2,423万円を充当し、事業を実施してございます。その事業の内訳といたしましては、先ほど申し上げました追分小学校教室改修事業、ふるさと学習都城交流事業、そのほかに郷土文化財保存事業、これは三十三番観音碑祠の改修工事でございます。そのほか商工会への補助金、それから農業生産体制応援事業費補助金に充当してございます。

○議長（小林 悟） 10番鈴木 司議員。

○10番（鈴木 司） 非常に多様ないわゆる使い方をしていらっしゃる、やはり有効に活用していこうという寄附者の思いというものをくみながらやっているわけですので、そういう点では理解いたしました。

さらに、この対応する事業、いわゆる最近のいろんな情報を見ていると、旅先納税制度しかりですし、またあわせて災害に対するボランティア、いわゆるそうしたもののへの対応としてのふるさと納税なり、あるいは人材派遣型のいわゆるふるさと納税なりというふうな、いろんな形で出ています。潟上市の場合は、いろんな意味では財政的に潤沢のところまでまだいっていないということもありますし、こういうものを有効に使って、財源としていろんなまちづくりに使っていくという、こういう方向性が大事だと思います。この点についての、いわゆる新たな返礼品、サイト、これはもちろんですが、そのほかに、やはり新たないわゆる国から示されたメニューをもって、さっき言った自然災害に対するいわゆるふるさと納税なり、あるいはそれこそ人材派遣型のふるさと納税なり、その辺のところについての対応もやはり必要になってくるんじゃないかと思いま

すが、部長の方から答弁をお願いします。

○議長（小林 悟） 小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

今、議員がおっしゃいました制度は、全て本市にとって魅力的なメニューとなっており、今時点で最も現実的で検討をしている制度の一つといたしまして、ふるさと納税版クラウドファンディングがございます。これは返礼品を特定するのではなくて、具体的な個別な事業やプロジェクトを対象として、例えば天王グリーンランドまつりの花火であるとか、そういったものを対象としてクラウドファンディングを募るというものでございます。こういった制度も有効に活用しながら、本市への寄附をしていただけるよう取り組んでまいります。

○議長（小林 悟） 10番鈴木 司議員。

○10番（鈴木 司） 現実的に、私どもとして潟上市が他町村に比して、いわゆる魅力品がなかなか創出が難しいとか、あるいは無いとかということは、白旗を揚げることはなくして、新たな展開をしていただきたいという、この思いがまさに強いわけですが、基本的にやはりこのふるさと納税も、かつては、先ほど私も話しましたように、いろいろおきて破りといいますか、ルール違反の中で、いわゆる国とのあつれきが生じたり、あるいは除外されたりという問題があったわけですが、今となればやはり自治体の財源ということを考えて、やはり懸命に努力をしていく、そのためのものがやはり必要だと思います。そういう意味では、本市では昨年の段階で7,300万なんです、やはり目標年次といわゆる目標額というものをきちっと定めて、そこに向かっていくという、こういう態勢づくりもやはり必要だと、そのための一つとして、いわゆるその地域おこし協力隊の活用なりということも考えていらっしゃるということなんですけども、その点についての目標額、いわゆる喫緊の目標額なり、あるいは目標年次なりというものも含めてお示しいただければありがたいと思います。

○議長（小林 悟） 小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

オフィシャルな計画等はありませんが、中間管理事業者との間では、今年度は1.5億円を目標としてございます。

○議長（小林 悟） 10番鈴木 司議員。

○10番（鈴木 司） 1.5億円ということで、倍のいわゆるその目標額を定めて今年度

進めていっているということでありますが、あわせてですね、私先ほど若干述べたわけですが、このいわゆる条例が制定されたのが平成20年ということで、かれこれ16年経つわけです。寄附の窓口というものが、その他も含めて5つの区分に分かれているわけですが、これについてもう少し幅のあるいわゆるその受け入れ方というものが、必要でないか、いわゆる寄附する方にとって、これはなかなか、みんな包含しているように、なかなか縛りがあるような感じもします。ある意味で市長裁量に任せるとか、ある意味でもっともっとさっき言ったような間口の広い取組方、そのためには条例の改正というものもやはり視野に入れていく必要があるように感じますが、この点について市長の方からひとつ、今後の取組も含めて答弁をお願いいたします。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 鈴木議員の再質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、まさにもう少し間口を広く取るというのも、受け入れる場面でも必要でありますし、また、一旦ふるさと納税については基金に積んでからの活用になるんですけども、一番鈴木議員のほう御存じだと思いますけど、一応寄附の方、使途・目的に応じて寄附している関係上、そういった関連事業へ充当するというのが一義的に必要となっております。

そうした中で、なかなか歳出の場面において新規事業に充てづらいという場面もありますので、そういった部分については、やはり受け入れの部分、歳出の部分も含めて、市長裁量という部分をもう少し広く取った方が、当然受け入れの間口も広がりますし、有効な納税額の活用にもつながると思っております。こうした面については、条例の改正というよりも、現在、条例にそういった部分、明記されている部分がございますので、そういった部分はもう既に早急に見直ししながら今年度の、先ほど部長が申した1億5千万を目指して、この納税事業に取り組んで入るところでございますので、宜しくお願いいたします。

○議長（小林 悟） 10番鈴木 司議員。

○10番（鈴木 司） このふるさと納税の提唱が藤原前市長の肝いりだということで、かれこれ国全体では1兆円近くになるかということでありまして、これは各自治体とも財政運用の一つとして大事なものになっているという解釈ができます。我が市においても1億5千万から、さらにもう2、3年後には、いわゆる3億円なり、あるいは4億円、5億円というふうにして、他町村に匹敵していくようなそういうふるさと納税の取

組というものを期待したいと思います。その財源が、やはりその半分くらいが市の運営に任せるといようなことになると、大変有益な収入源だと思いますので、この点での取組を宜しくお願いして一般質問を終わります。

○議長（小林 悟） これをもって10番鈴木 司議員の質問を終わります。

本日の日程はこれで全部終了しました。よって、本日はこれで散会します。

なお、明日 9 月 15 日 金曜日、午前 10 時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうもご苦勞様でございました。

午後 1 時 5 8 分 散会

